

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

市民・事業者及び市民団体等との連携と協働のもと、計画の効果的な推進を図ります。

市内においては、環境基本計画市内推進委員会（仮称）を設け、本計画にあげた施策、リーディングプロジェクトの達成状況の点検・評価、施策に対する市内の合意、関係各部署との調整を図ります。

市民、事業者、環境活動団体等との連携と協働にあたっては、推進する施策の分野、事業の内容等に合わせて効果的な連携体制の構築を図ります。また、専門的な知見を有する有識者、大学等の研究機関、国・県の関係機関等との連携を密にし、必要に応じて助言、支援等を要請します。

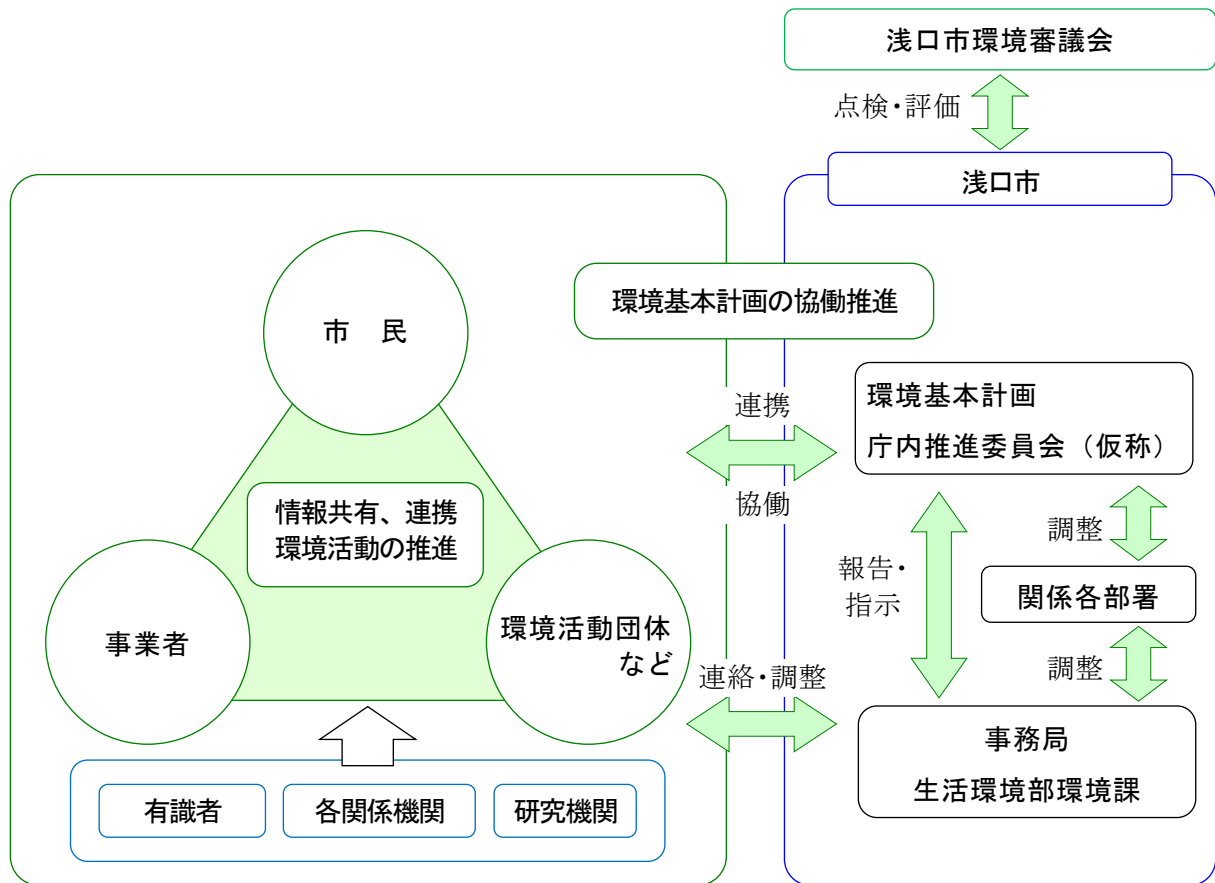


図 7-1-1 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

このため環境マネジメントシステムの考え方を採り入れ、P D C Aサイクルにより計画の進行管理を行います。P D C Aとは、図7-2-1のように、P L A N（計画）→D O（実施・運用）→C H E C K（点検・評価）→A C T I O N（見直し）の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図るものです。P D C Aの大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高めるとともに、施策推進の円滑化を図ります。

なお、事業の結果や計画の進捗状況などの情報は、各関係部署から、市の広報やホームページなどを通して公表していきます。

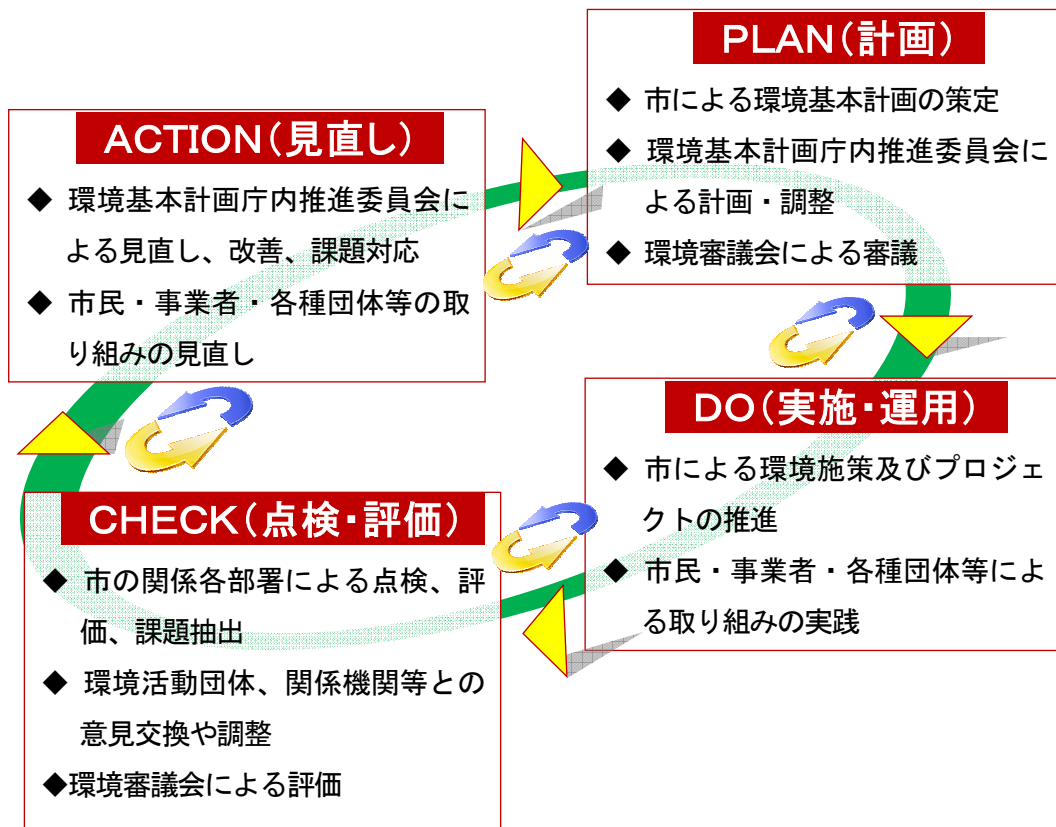


図7-2-1 P D C Aサイクル